

海外経済要録

国際機関

◇OECD条約の調印

OECD (Organization for Economic Cooperation and Development — 経済協力開発機構) 設立に関する条約は、1960年7月以来準備委員会により最終的検討が行なわれていたが(昭和35年8月号要録参照)、12月14日パリにおいて加盟20か国(OEEC加盟18か国および米、カナダ)の調印を終わり、同条約の規定により1961年9月末には正式に発足することとなった。

OECDは従来のOEECを発展的に解消し、欧州と北米州を結んだ新たな世界的経済協力機構で、その目的は条約によれば次の3項目とされている。

- (1) 最高の持続的経済成長と雇用の増大ならびに生活水準の向上を図ること。
- (2) 経済発展過程にある諸地域(加盟国、非加盟国を問わず)の健全な経済拡大に寄与すること。
- (3) 国際的義務にのっとり、多角的かつ無差別な基礎に立った世界貿易の拡大に寄与すること。

以上の目的達成のため、OECDには下部機構として経済政策委員会、後進国開発援助委員会、貿易委員会の3主要委員会のほか多数の専門委員会が設置され、OECDの具体的運営に関する事項の検討を行なうことになっているが、OECDの運営に当り加盟各国は自国のみの事情によらず、世界経済全体の安定成長を考慮して経済政策を進めるべきことが条約にとくに明記されており、これは交換性回復後の世界経済において各国経済政策協調の必要がとみに高まりつつある事情を反映するもので、今後のOECDの活動に大きな期待が寄せられる。

なお従来の後進国援助グループ(DAG)会議は、OECD発足後は前述の後進国開発援助委員会(DAC—Development Aid Committee)に引き継がれることとなっており、日本はOECDの正式加盟国ではないが、DACには今後も参加するはずである。

米州諸国

◇ケネディ新政府の閣僚指名

ケネディ次期大統領は、1月20日の大統領就任を控え

て主要閣僚および大統領経済顧問を次のとおり指名した。

國務長官	Dean Rusk	(ロックフェラー財団理事長)
國務次官	Chester B. Bowles	(下院議員)
同	(経済担当) George W. Ball	(弁護士)
財務長官	Clarence D. Dillon	(現國務次官)
財務次官	Henry H. Fowler	(元国防動員総本部長官)
同	(金融担当) Robert V. Roosa	(ニューヨーク連銀副頭取)
商務長官	Luther H. Hodges	(ノース・カロライナ州知事)
農務長官	Orville L. Freeman	(ミネソタ州知事)
労働長官	Arthur J. Goldberg	(AFL-CIO顧問弁護士)
国防長官	Robert S. McNamara	(フォード自動車会社社長)
保健・教育・厚生長官	Abraham A. Ribicoff	(コネチカット州知事)
内務長官	Stewart L. Udall	(下院議員)
司法長官	Robert F. Kennedy	(大統領実弟)
郵政長官	J. Edward Day	(ブルーデンシヤル保険会社副社長)
予算局長	David E. Bell	(ハーバード大学教授)
大統領経済諮問委員会委員長	Walter W. Heller	(ミネソタ大学教授)
同	委員 James Tobin	(エール大学教授)
同	委員 Kermit Gordon	(フォード財団経済開発運営部長)

ケネディ次期大統領は、選挙に際して僅少の差で勝利を獲得したという事情から、閣僚の人選に際して比較的穏健な中道の人物を選び、指名された閣僚はいずれも練達の専門家であり、かつ47歳という平均年令の示すとおり若さと清新味にあふれている。このため新政府の人事は、財界、金融筋さらに海外諸国からも一般に好評をもって迎えられている。今回の人事でとくに注目されるのは、財務長官の地位に現國務次官で共和党員であるデ

ィロン氏、金融担当財務次官にニューヨーク連銀副頭取ローザ氏がそれぞれ指名されたことであって、これに関連し国内景気の後退と国際収支の悪化という内外両面に問題をかかえるケネディ政府の新政策が今後いかに展開され、またとくに政府と連銀との政策がどのように調整されるかが注目される。

◇米国の1960年第3四半期国際収支

昨年第3四半期（7～9月）の国際収支は受取67億ドル、支払78億ドルで、差引11.5億ドルの支払超過となった。この赤字は季節調整済年率では41億ドルとなり、本年の第1四半期26億ドル、第2四半期28億ドルを大きく上回り、前年間の赤字38億ドルをも上回るものである。このような大幅の赤字は、商品貿易収支の黒字が年率50億ドル以上に上り前期に引続き好転したにもかかわらず、米国の短期資金流出を中心とする資本収支の悪化により生じたものである。

(1) 商品輸出は、期中46.7億ドルで、季節調整済年率では約200億ドルと前期の年率195億ドルをさらに上回り、ことにジェット機、鉄鋼・非鉄金属などの輸出増加が好調の背景となった。他方商品輸入は35.6億ドルで、前期を若干下回り、季節調整済年率では150億ドルを割った。この結果、輸出超過は季節調整済年率で50億ドルに上り、前期をほぼ10億ドル上回った。

(2) 資本収支では、欧州向けを中心とする対外直接投資の増加、外国の対米証券投資の減少のほか、欧州、カナダ向けの短期資本の対外流出が一段と激化したのが注目される。期中の米国短期資本の流出は、米国各銀行の報告による398百万ドル（前期160百万ドル、昨年同期流入40百万ドル）のほか、記録外取引の-188百万ドル（前期-145百万ドル、昨年同期+32百万ドル）にも反映している。

このような巨額の短期資本の流出は、欧州、カナダとの金利差の拡大のほか、一部には為替レートの調整ないし金価格引上げの懸念を反映したものであった。これは基本的には米国の景気後退と欧州諸国の好況持続という景気局面のズレを反映するものであり、商品貿易の黒字増大と裏腹をなすものであるが、この両者の動きが必ずしも均衡回復的に作用せず、米国の国際収支の大幅赤字を招来したことは、資本収支の変動が商品・サービス収支の変動よりも急激かつ不規則であることを示すものでもあった。しかし、このような短期資本の流出を除けば、この期の国際収支は季節調整済年率では15億ドルの赤字にとどまったと推定されていることは注目されよう。なお、このような巨額の短期資本の流出を反映して

期中の金流出は637百万ドルと前期94百万ドルを著しく上回った。

米国の国際収支

(単位・百万ドル)

区 分	1958年	1959年	1959年 4/4	1960年		
				1/4	2/4	3/4
商品輸出①	16,263	16,225	4,328	4,604	5,000	4,673
サービス受取	7,062	7,239	2,040	1,705	1,903	2,008
商品輸入	12,951	15,315	3,986	3,820	3,858	3,555
サービス支払②	5,412	5,934	1,427	1,372	1,668	1,886
民間対外投資	2,844	2,301	773	546	683	864
政府支出③	5,999	6,446	975	1,366	1,528	1,339
外国対米投資④	24	548	128	185	152	1
外国保有ドル増加	1,202	4,126	367	566	733	515
金 流 出	2,275	1,075	72	50	94	637
(小 計)	3,477	5,201	439	616	827	1,152
記録外受払(→)	380	783	226	-6	-145	-188

(注) ① 軍事援助分を除く。

② 海外軍事支出を除き、民間送金および政府関係年金などの送金を含む。

③ 軍事援助を除く援助、政府投融資、海外軍事支出。1959年第2四半期IMF払込1,375百万ドルを含む。

④ 短期投資および長期国債投資を除く。

◇ニカラグ（中米）における中央銀行の設立

ニカラグの中央銀行設立法案は、このほど議会を通過し、ニカラグ中央銀行(Banco Central de Nicaragua)の名称の下に1月1日業務を開始した。

従来ニカラグでは、1937年の銀行通貨法に基づき商業銀行であるニカラグ国民銀行の発行部が中央銀行業務を営んでおり、その運営は発行部管理委員会にゆだねられていたが、国民銀行の銀行部理事会との間に金融政策運用に関する権限上問題があったため、今回独立の中央銀行が新設されることとなったものである。

新中央銀行は資本金20万コルドバと伝えられるが、国民銀行発行部の勘定をそのまま継承し、公定歩合および支払準備率の変更など金融政策は総裁、経済大臣、大蔵大臣のほか政府金融機関、民間銀行、農・工・商業各団体ならびに少数政党の代表者からなる理事会によって運用されることとなる。

欧州諸国およびアフリカ

◇欧州共同市場促進措置の実施

欧州共同市場は1961年1月1日、昨年5月決定したハルシュタイン促進案の決定に基づき、域内輸入割当の20%拡大（前年比）、域内関税の10%引下げ（1957年1月

基準、ただし非自由化農産物は5%)、対外共通関税の第1次接近措置を実施した。

これにより共同市場発足以来の域内関税引下げは合計30% (ローマ条約の予定では現在まで20%) となり、また対外共通関税第1次接近措置はローマ条約の予定より1年早く実施されたものである。

このような諸促進措置は、共同市場が発足以来急速に経済統合の実をあげ、各国経済力が強化されたことを背景として実施されたものにほかならないが、共同市場はさらに本年末までに域内関税の10または20%引下げ、工業製品域内輸入割当の完全撤廃を行なって、実質的にUnited States of Europeの輪郭をほぼ整えるものとみられる。

なお今回の措置はすでに昨年7月実施する案もあったが当時域内関税の一挙20%引下げを行なって発足したEFTAとの関係調整上実施が半年延ばされた経緯をもつものである。しかし、EFTA側はまだその結束も強固でなく、経済強力も不十分なため、今回の共同市場側の措置に応じた促進措置をとることが不可能となったため、両経済グループの実力の差はようやく明瞭なものとなりつつある。したがって今後いわゆる6対7の対立問題はGATT、IMF、あるいはOECDなど国際機関のわく内で個々の具体的問題について解決策が講ぜられることとなろう。

◇フランス、市中銀行定期預金金利引下げ

国家信用理事会は、12月22日市中銀行の定期預金金利(最高限度)を現行の2½~3¼% (預入期間、預金金額別に規制) から2¼~3%へと一率に¼%引き下げ、1961年1月1日から実施することを決定した。

フランスの市中定期預金金利は、もともと西ドイツ(最高4¼%)などに比して低かったが、1958年末の通貨改革以来、経済の安定化と国際収支の大幅好転に伴い市中の定期預金の増勢が著しく(1958年末以来1960年9月までの4大国有銀行の総預金は42%増加、この間定期性預金は82%の著増)、またすでに、1961年1月1日以降、貯蓄銀行預金金利(3.25%から3%へ)や郵便貯金利率(3%から2.8%へ)も引き下げられることになっていたため、今回銀行預金金利の引下げをみるに至ったものである。

フランス銀行の説明によれば、本措置の実施は、先般来の金利引下げ政策(注)(公定歩合・国債金利・預金金利の引下げ)の一環であり、これによりフランスの金利引下げ措置は一応一巡したこととなる。なお関係筋では、同国における資金需要がいわゆる「高圧状況」でな

いため、これら一連の低金利政策が、現在進行中の第3次設備近代化計画や1962年以降の第4次計画の円滑な推進に少なからず貢献するものと期待している。

(注) 1958年末以来1961年1月までに、公定歩合(4.5→3.5%)・国債金利(3.25→2.875%)・市中銀行定期預金金利(2½~3¼→2¼~3%)・貯蓄銀行預金金利(3.25→3%)・郵便貯金利率(3→2.8%)のそれぞれについて相次ぐ引下げ措置がとられた。

◇フランス、特別準備制度発動

国家信用理事会は12月22日、1961年1月31日より国債強制保有率を従来の25%から20%へ引き下げ、同時にフランス銀行がはじめて特別準備制度(Coefficient de Trésorerie 調査月報昭和35年11月号要録参照)を発動することを決定した。特別準備率の最高限度は、すでに国家信用理事会によって35%と定められていたが、実際の適用率はフランス銀行によってその範囲内で決定、変更されることになっており、今回の発動に伴い30%とされた。

特別準備制度によって保有を強制される流動資産項目は、現金・中央銀行預金、国債(国債強制保有制度によるものを含む)ならびに中期信用手形をはじめフランス銀行高率適用わく外の手形となっている。今回の特別準備率30%の発動は、すでに市中銀行が25%の国債、3%の現金および中央銀行預金をはじめ、その他合計30%に達する流動資産を保有しているため、さし当り市中の流動性に対して及ぼす影響は中立的であるとみられる。

特別準備制度のねらいは、規制流動資産項目に、現在フランス銀行再割わく外にある中期信用手形を採用することによって、頃来フランスにおける信用膨脹の最大要因であった中期信用を今後直接規制しようとする点にあり、従来国債強制保有制度と高率適用制度のみに依存してきたフランスの信用統制手段が一段と充実することになり、本制度の今後の運用が注目される。

◇1961年度ソ連国家予算の特徴

1961年度ソ連国家予算は、昨年末(1960年12月20~23日)のソ連最高会議においてガルブゾフ財務相によって報告され、予算法として承認された。これによると、本年度予算は「新価格標準と新ルーブル・レート」を基礎として成立していること、また、やや控えめな1960年度予算に比べて、本年度予算の規模がかなり増大していることが注目される。これは本年の高い工業生産増加率(8.8%)を資金面で裏づけようとする現われといえよう(概況参照)。

なお本年度予算の特徴を指摘すると次の諸点にある。

(1) 1960年度予算に比し歳入で4.9%、歳出で6.7%

増大し、歳入超過14億ルーブルと健全財政を維持している。

(2) 文化・教育・公衆衛生・社会保障・住宅建設などの国民生活に関連する支出が増加している。

(3) 科学研究費は38億ルーブルと1960年比15.6%の増額を示している。

(4) 他方、国防・行政関係支出と住民からの税収入はいずれも減少しており、とくに国防費は92億ルーブル

(歳出の11.9%、対前年比4億ルーブル減)と絶対額でも歳出に占める割合でも最低を記録している(歳出に占める国防費の割合は、1955年19.9%、1959年13.6%、1960年12.9%)。

(5) ソ連国家予算に占める連邦共和国予算の割合は、「工業・建設の管理機構改革」(地方分権強化措置)実施以降増加傾向にあるが、1961年度予算も(1960年比10.3%増加し、前者に占める後者の割合は55.2%と半分以上に上っている(1955年26%、1959年48.5%、1960年52%)。

1961年度ソ連国家予算

(単位・十億ルーブル)

区 分	1960年	1961年	増減
(歳入)			
社会主義経済からの収入	68.2	72.0	3.8
うち取引税	31.3	32.4	1.1
企業・経済機関からの利潤控除	19.0	20.5	1.5
社会保険への企業・機関の払込金、コルホーズ協同組合所得税・関税その他の収入	17.9	19.1	1.2
国民からの収入	7.0	6.9	-0.1
うち国税	5.7	5.5	-0.2
その他	1.3	1.4	0.1
計	75.2	78.9	3.7
(歳出)			
国民経済費	31.0	33.9	2.9
社会・文化費	24.9	27.1	2.2
国防費	9.6	9.2	-0.4
国家行政費	1.1	1.0	-0.1
その他	6.2	5.9	-0.3
計	72.8	77.5	4.7
歳入超過	2.4	1.4	-1.0

◇ユーゴスラビアの平価変更

1960年12月27日、ユーゴスラビア政府は1961年1月1日からディナル貨の対ドル平価を1ドル=750ディナルに変更する旨決定した。従来は商品・取引の種類によって1ドル=300ディナル(基準レート)から1,200ディナルに至る複数為替制度がとられていたが、今回の措置により、単一為替レートに統一された。

ユーゴ政府は今回の措置の目的を、貿易活動の促進および西方諸国との経済関係の強化にあると説明している。

なお旅行者レート(1ドル=400ディナル)についてはなにも発表されていない。

この平価変更を実施するに当たり、IMF(75百万ドル)をはじめ、米国(1億ドル)、西欧諸国(英国、オーストリア、フランス、イタリア、オランダ、スイスなどから合計1億ドル)から総額275百万ドルのクレジットがユーゴに供与されることになったが、さらに西ドイツの参加が可能となれば、クレジット総額はおよそ3億ドルに達するものと伝えられている。

国民経済費内訳

(単位・十億ルーブル)

	1960年	1961年
国民経済費全体	31.0	33.9
うち工業	15.6	16.1
農業	3.3	4.2
公共事業	3.1	3.6
運輸・通信・商業・調達・その他国民経済部門	9.0	10.0

社会・文化費内訳

	1960年	1961年
社会・文化費全体	24.9	27.1
うち教育費	10.3	11.3
保険・体育費	4.8	5.2
国家社会保険・保健費	9.8	10.6

◇南ア通貨単位に十進法採用

南ア連邦のはか西南アフリカ地域に流通する南ア通貨単位については、英国と同様ポンド・シリング・ペンス制がとられている。しかし計算が不便のため、かねてよりその改正につき検討されていたが、南ア連邦が昨年10月自治領より共和国へ転換したのに伴い、急速に具体化し、南ア通貨単位は本年2月14日より次のとおり変更されることとなった。

(1) 新通貨単位はランド(Rand)およびセント(Cent)と呼称され、1ランドは100セントとする。

(2) 1ランドは現行南ア・ポンドの1/2、すなわち10シリングに相当する。このため現在1対1で結びついている南ア通貨の対英基準相場は同日以降1ランド=1/2英ポンドに変更される。

(3) 通貨呼称の変更に伴い1ランドおよび2ランド金貨など新通貨が発行されることとなっているが、同日以降旧通貨も当分の間法貨として流通する模様である。

アジア州諸国

◇セイロンの1960～61年度予算

セイロン政府はさきごろ1960～61年度（1960年10月～61年9月）の予算案を議会に提出した。これによると、経済開発費などの資本支出は、外貨面の制約（外貨準備高は1960年9月末124百万ドルとこれまでの最低）から前年度予算を下回る水準に押さえられているが、他面、経常支出が資本支出の減少額を上回って増大したため、結局歳出規模は引続き拡大をみている。このような歳出の増加を主因として、収支尻では前年度をやや下回るとはいえ、なお巨額の赤字が見込まれており、したがって財政面からのインフレ圧力は依然として払拭しがたいものとみられる。

新年度予算の概要は次のとおりである。

(1) 歳出規模は1,963百万ルピー（412百万ドル）と前年度修正予算に比し8%の増加となった。これは、食糧補助金支出の増加、社会福祉費の増大など経常支出の増大（前年度予算比15%増）によるもので、資本支出はむしろ前年度予算を下回っている。もっとも、かかる資本支出の減少は、前年度中の未支出分が本年度予算に組み入れられたことによるものであり、実質的な資本支出は前年度を95百万ルピー（20百万ドル）方上回ることとなるが、1959～68年の開発10ヵ年計画

セイロンの1960～61年度予算

(単位・百万ルピー)

区 分	1960～61年度 予 算	1959～60年度 予 算 (修正)
歳 入	1,621	1,370
うち 所 得 税	325	191
関 税	769	696
歳 出	1,963	1,817
うち 経 常 支 出	1,458	1,271
社会福祉費	422	392
食糧補助金	200	108
資本支出	505	546
経済開発費	348	376
社会開発費	99	121
歳出超過(△)	△ 342	△ 447

に基づく本年度の政府部門の投資予定額に比べると、105～125百万ルピー（22～26百万ドル）の圧縮を余儀なくされたこととなる。

(2) これに対し歳入では、所得税、関税の増収により、1,621百万ルピー（340百万ドル）と前年度予算に比し18%の増収を見込んでいるが、収支尻はなお342百万ルピー（72百万ドル）の赤字となっており、従来からの赤字財政の基調は依然改まっていない。また、赤字補填策としては、外国援助に100百万ルピー（21百万ドル）、国内借入に240百万ルピー（50百万ドル）が予定されているが、ほぼ確実に期待しうる外国援助は58百万ルピー（12百万ドル）にすぎず、結果的には不足額の大部分を中央銀行借入に依存する公算が強い。

◇パキスタン通貨単位に十進法採用

かつて英領時代、ルピー制を採用していたインド、セイロン、パキスタンのうち、セイロンが1949年、インドが1957年にすでに十進法貨幣計算制度に移行していたが、パキスタンは昨年3月3日の決定に基づき1961年1月1日から、従来の貨幣単位（1ルピー=16アンナ、1アンナ=12パイ）を1ルピー=100パイサ (paisa) に切換えを行なった。新制度のねらいは計算の単純化にあり、従来の制度では開発計画の作成などにあたり計算が複雑、不便の弊があった。新貨幣としては1パイサ、5パイサ、10パイサ、25パイサ、50パイサ、新1ルピー（100パイサ）貨の発行を予定し、当分は1パイサ、5パイサ、10パイサ貨のみを鑄造し、25パイサ、50パイサ、新1ルピー貨については後日鑄造の予定である。

経過措置として、旧貨幣のうち1ルピー、8アンナ、4アンナはそれぞれ100パイサ、50パイサ、25パイサと等価として新貨幣制度下においても従来同様法貨として存続するが、旧2アンナ、1アンナ、 $\frac{1}{2}$ アンナ、1パイサは新制度では流通しえないので、新貨幣に交換しなければならないとしている。

なお、パキスタンは貨幣十進法の改正に引続き、世界大多数の国で使用されているメートル法の採用も考慮している。

◇インドネシアの最低支払準備率復活

インドネシア政府は、1959年8月、インフレーション収束のため、一連の通貨非常措置を実施し、その際市中銀行の大口預金の凍結を行なった。このため、中央銀行は、最低支払準備制度の適用を一時停止していたが、本年1月15日より次のごと同制度を復活実施する旨発表

した。これは、通貨非常措置がさしたる効果を収めず、すでに同措置前のようなインフレ状況に逆戻りしているためである。

(1) 支払準備率は、従来どおり預金その他の流動負債に対し30%の現金準備が要求され、最低準備のうち少なくとも $\frac{1}{2}$ はインドネシア銀行に当座預金で預入しなければならない。

(2) 所定の支払準備を遵守できないときは、その期間が3か月未満の場合6%、3か月以上9か月までは9%のペナルティ・レートが課せられ、9か月をこえる場合は一時的ないし恒久的に管業を停止される。

(3) なお、支払準備率の再適用に伴い、政府は、銀行貸出の限度を1960年2月末の残高に押えた1960年4月12日付規則を廃止した。